

2-2 分収造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 署	総 数		設定区部分林		旧償部分林		学校分収造林		各種記念分収造林		林業構造改善分収造林		山村振興分収造林		一般分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 21 年 3 月 31 日	738	6,788	-	-	-	-	94	832	190	1,142	144	1,745	22	253	288	2,816
平成 22 年 3 月 31 日	735	6,747	-	-	-	-	94	832	256	1,480	146	1,756	22	253	217	2,426
平成 23 年 3 月 31 日	733	6,738	-	-	-	-	92	826	257	1,484	146	1,755	22	253	216	2,420
平成 24 年 3 月 31 日	733	6,718	-	-	-	-	91	822	274	1,662	142	1,708	22	253	204	2,272
平成 25 年 3 月 31 日	723	6,618	-	-	-	-	91	823	254	1,472	136	1,643	22	254	220	2,426
徳島	9	40	-	-	-	-	-	-	6	23	1	11	-	-	2	6
愛媛	101	798	-	-	-	-	7	57	36	176	30	412	-	-	28	153
四万十	279	1,976	-	-	-	-	28	258	101	590	45	428	1	5	104	695
嶺北	114	1,106	-	-	-	-	30	287	24	210	14	219	18	210	28	180
高知中部	40	301	-	-	-	-	7	87	18	88	5	78	-	-	10	48
安芸	109	959	-	-	-	-	15	107	38	271	26	356	3	39	27	186
(香川)	71	1,438	-	-	-	-	4	27	31	114	15	139	-	-	21	1,158

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧償部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、

国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)